

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 中小企業者への公的支援策＜続々報＞

新型コロナウイルス感染症で厳しい環境に置かれた中小企業や小規模事業者の支援のため、政府から様々な公的支援策が打ち出されています。

本稿では、令和2年度第2次補正予算成立を受けて新たに追加・拡充された施策のうち、中小企業者から関心が高いと思われる①「雇用調整助成金の上限引き上げ」、②「家賃支援給付金」、③「資本金劣後ローン」について説明します（なお、本記事は6月22日時点の情報に基づいて執筆しています）。

### 1. 雇用調整助成金の上限引き上げ

#### （1）特例による主な改正点

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（個人事業主及び法人）が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度です。

4月1日から9月30日の緊急対応期間中は、特例措置として日額上限額がほぼ倍の15,000円に、解雇等を伴わない場合の助成率は10/10に引き上げられるなど、使い勝手が大きく改善されています。

図表1：雇用調整助成金の主な特例措置の概要

		通常の場合	特例措置
対象事業者		経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルスの影響を受ける事業主（全国・全業種）
売上等要件		3か月10%以上減少	1か月5%以上減少
助成率	中小	2/3	4/5 または 10/10 ※
	大企業	1/2	2/3 または 3/4 ※
日額上限額		8,330円	15,000円
支給限度日数		1年100日、3年150日	左記とは別枠で4月1日～9月30日まで
被保険者要件		雇用保険に6か月以上加入	雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象
計画書の提出		事前提出	5月19日以降は提出不要

※解雇等を行わず、雇用を維持している場合  
（資料出所：厚生労働省 HP 等より当研究所作成）

#### （2）受給に向けたステップ

申請手続きについては、案内用リーフレット「はじめての雇用調整助成金」において、受給に向けたステップがわかりやすく紹介されています。

図表2：雇用調整助成金受給に向けたステップ

#### STEP1 休業の計画を立てる

- ・いつからいつまで休業させるか
- ・休業時間は一日中か一部の時間帯か
- ・何人休業させるか
- ・休業手当は平均賃金の何%か（法定で最低60%）

#### STEP2 休業協定書にまとめ、従業員と合意する

- ・STEP1で立てた計画を書面にまとめる
- ・労働組合または労働者代表と合意する

#### STEP3 計画通りに休業させ、休業手当を支払う

- ・STEP1で立てた計画に沿って休業する
- ・休業日数・期間を従業員ごとにタイムカードや出勤簿に記録する
- ・休業手当の額を従業員ごとに給与明細や賃金台帳に記載する

#### STEP4 助成金の支給申請書を作成する

- ・申請様式と作成マニュアルを準備する
- ・従業員ごとに休業日数、休業手当額等を記入する
- ・休業手当総額×助成率で助成額を計算する
- ・事業所名、口座番号等を記入する

#### STEP5 労働局・ハローワークに申請する

- ・窓口申請・郵送等の方法で申請する
- ・労働局・ハローワークでの審査を待つ
- ・指定口座に助成金が振り込まれる

（資料出所：厚生労働省 HP 等より当研究所作成）

## 2. 家賃支援給付金

家賃支援給付金は、緊急事態宣言の延長等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担軽減を目的として、テナント事業者に対して支給されるもので、新たに設けられた制度です（図表3）。

図表3：家賃支援給付金の概要

給付対象 (売上要件)	テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者。 ①いずれか1か月の売上高が前年同比で50%以上減少 ②連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少
給付額	申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）をもとに、6カ月分の給付額に相当する額を支給。
その他	給付率・給付上限等については下図参照。

給付額（月額）

（上限）100万円

50万円

0

75万円 225万円

支払賃料（月額）

＜法人の場合：1カ月あたり＞

給付額（月額）

（上限）50万円

25万円

0

37.5万円 112.5万円

支払賃料（月額）

＜個人事業者の場合：1カ月あたり＞

（資料出所：経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」より当研究所作成）

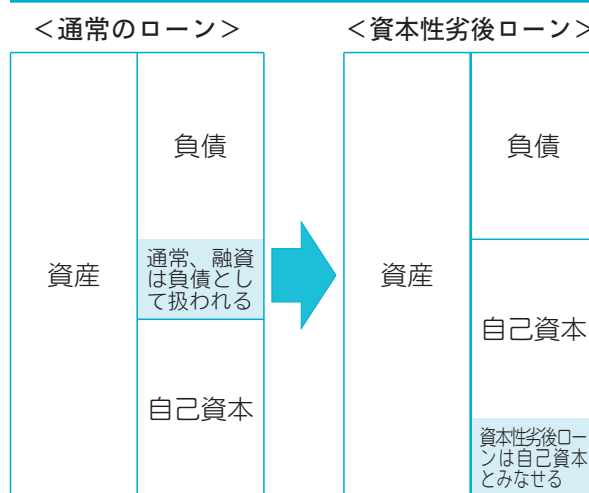
## 3. 資本性劣後ローン

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等は、事業計画を策定し、民間金融機関等からの協調融資を受ける事業者等を対象に資本性劣後ローンを提供することとしました。資本性劣後ローンとは、他の債権に比べて、貸し手側が返済を受けられる優先順位が低く設定されている（劣後する）ローンのことです。万一、会社が倒産した場合に、債権を回収できる可能性が極めて低いという点で株

式と性格が似ており、金融機関では自己資本（純資産）の一部とみなされるため、このように呼ばれます（図表4）。貸し手側としては万一の際に回収できない可能性の高いリスク資金を供給するわけですから、金利は高めに設定されているものの、借り手側にとっては自己資本比率が高まり財務状況が改善するメリットがあります。

民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続の支援を目的としており、7月から事前相談が始まります。

図表4：通常のローンと資本性劣後ローンの違い



（資料出所：各種資料をもとに当研究所作成）

政府は、中小企業者の雇用安定化や事業継続に向けた各種の公的支援策を用意しており、条件に該当される場合は一度ご利用を検討ください。

（太田宜志）

今回紹介した内容の詳細も含め、中小企業支援策に関する最新情報は以下をご参照ください。

厚生労働省 HP 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

ミラサポ plus：

<https://mirasapo-plus.go.jp/>